

15:30.
提出済

令和2年(ネ)第109号 マイナンバー離脱等請求控訴事件

控訴人 坊真彦 外

被控訴人 国

名古屋高等裁判所 金沢支部 御中

証 拠 説 明 書

(甲81～85号証)

令和4年4月13日

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 岩淵正明



以下の証拠表示は、甲号証番号、標目、原本の有無、作成者、作成日、立証趣旨等の順に記載する。

番号	標目	原写	作成者	作成日	立証趣旨等
81	意見書	写	福島至	R4.1.21	現行のマイナンバー制度では、捜査機関がマイナンバーを基点に名寄せして個人情報を無限定かつ恣意に収集する危険性が大きいこと。 それにも拘らず、このような捜査活動に法律上の規制が無いこと。 よって、違憲・違法の疑いが強いこと。 その他、第8準備書面主張事実。
82	「『監視捜査』をめぐる憲法学と刑事法学の対話 総説」法律時報 87巻 [2015年] 5号 58頁	写	笹倉宏紀	H27.5	監視捜査とは、「物理的な法益侵害(英米法にいう trespass)を伴うことなく、人の動静を同時に監視し、あるいは事後的に追跡する(再構成する)捜査手法を指すもの」であること。
83	「捜査法の思考と情報プライバシー権」法律時報 87巻 [2015年] 5号 75頁	写	笹倉宏紀	H27.5	捜査で得た情報の用いられ方に着目した場合、捜査の手法は、大きく3つに分類され、第1に、指紋やDNA型のように、特定の人物について、身元・同一性を確認するために、当該人物について得た情報を、他の情報と照合するもの(第1類型)。第2に、特定の人物につ

					いての情報を獲得し統合、解析することによって、当該人物についてさらなる知見を得ようとするもの（第2類型）。第3に、対象人物を特定せずに多数の者に関する大量の情報を統合し、解析することを通じて、捜査対象とすべき人物を浮上させるもの（第3類型）と分類されていること。
84	新聞記事「マイナンバー利用、25年度までに拡大デジタル重点計画」	写	日本経済新聞社(夕刊)	R3.12.24	2025年までに別の分野にもマイナンバーの利用対象を広げる予定であることが報じられていること。
85	「GPS装置による動静監視の解釈論的検討」季刊刑事弁護 89号 [2017年] 119頁	写	三島聡	H29.1	監視捜査の特性に照らし、「監視型の捜査手段が任意処分にとどまるのは、その手段から類型的に生ずる利益侵害が、情報の取得およびその後の利用を捜査機関の裁量に委ねても支障のない程度に収まる場合に限定するのが妥当であろう。そして、その限度を超える侵害性が類型的に生ずる場合には強制処分ととらえるべきである。」こと。